

新 (R60101 改定版)	現 行
<p style="text-align: center;">建築関係工事における週休2日促進工事試行要領の運用</p> <p>1 用語の定義等 (試行要領2関係) (省略)</p> <p>2 補正対象 (試行要領4関係)</p> <p>(1) 補正の対象とする工事</p> <p>ア _____発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事。 _____</p> <p>(2) _____補正の対象としない工事</p> <p>ア 取組の結果、4週<u>8</u>休に満たない場合。 _____</p> <p>(3) _____分離発注の場合で、現場閉所 (現場休息) 率が同一でなくとも、_____補正の _____対象とする。また、発注工事のいずれかが4週<u>8</u>休に満たなかった場合でも、他の発注工事は _____補正の対象とする。</p> <p>3 工事費の積算方法 (試行要領5関係) (省略)</p> <p>4 単価の補正方法等 (試行要領5関係) (省略)</p> <p>5 対象工事である旨等の明示 (試行要領6関係)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>&lt;入札公告への記載例&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○その他</p> <p>本工事は、「建築関係工事における週休2日促進工事試行要領 (技術管理課HP : <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/</a>参照) を適用する工事である。</p> <p>本工事の発注方式は _____発注者指定型<u>である。</u></p> <p>※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。</p> </div>	<p style="text-align: center;">建築関係工事における週休2日促進工事試行要領の運用</p> <p>1 用語の定義等 (試行要領2関係) (省略)</p> <p>2 補正対象 (試行要領4関係)</p> <p>(1) 補正の対象とする工事</p> <p>ア <u>発注者指定型においては、</u>発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事。 <u>イ 受注者希望型においては、受注者より週休2日に取り組む旨の協議があり、発注者の意向も含め協議が整った場合。</u> <u>分離発注等関連工事があるときは、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。(全ての合意が無くても協議可能)</u></p> <p>(2) <u>発注者指定型において、</u>補正の対象としない工事</p> <p>ア 取組の結果、4週<u>6</u>休に満たない場合。</p> <p>(3) <u>受注者希望型において、補正の対象としない工事</u></p> <p>ア (1) <u>イを満たさない場合。</u> <u>イ 取組の結果、4週6休に満たない場合。</u></p> <p>(4) <u>いずれの方式においても</u>分離発注の場合で、現場閉所 (現場休息) 率が同一でなくとも、<u>それぞれの補正の割合を</u>対象とする。また、発注工事のいずれかが4週<u>6</u>休に満たなかった場合でも、他の発注工事は<u>現場閉所 (現場休息) 率に応じて</u>補正の対象とする。</p> <p>3 工事費の積算方法 (試行要領5関係) (省略)</p> <p>4 単価の補正方法等 (試行要領5関係) (省略)</p> <p>5 対象工事である旨等の明示 (試行要領6関係)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>&lt;入札公告への記載例&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○その他</p> <p>本工事は、「建築関係工事における週休2日促進工事試行要領 (技術管理課HP : <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/</a>参照) を適用する工事である。</p> <p>本工事の発注方式は ( <u>・受注者希望型</u> <u>・発注者指定型</u> ) <u>↑どちらかを選択し○印をつけること</u></p> <p>※当初積算時に「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っている。</p> </div>

<特記仕様書の記載例>

「福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休2日促進工事の特記事項欄に  
 「※本工事の発注方式は、発注者指定型である。  
 の下に「・当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。」と明記。

(3) 発注者指定型の場合、「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「週休2日促進工事（発注者指定型）」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等（試行要領7関係）  
 （省略）

7 工事成績評定表（試行要領7関係）

(1) 4週8休以上を確保できた場合は、加点評価を行う。  
 第1評定 5創意工夫 において、4点の加点  
 を行う。

なお、本加点については、竣工検査時の福島県請負工事成績評定要綱に基づくこと。

(2) 4週8休に満たなかった場合、土木・建築（設備）工事成績  
 評定表について、以下のとおりとする。

ただし、受注者の責によらない場合は、この限りではない。

ア 第1評定者検査項目 別紙-1④-1（省略）

イ 第2評定者検査項目 別紙-2②-1（省略）

8 実施証明書（試行要領8関係）  
 （省略）

表1 建築工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表2 電気工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

<特記仕様書の記載例>

福島県建築関係工事特記仕様書」 1 一般共通事項 30 週休2日促進工事の特記事項欄に  
 「※本工事の発注方式は（・受注者希望型・発注者指定型）」の下に  
 「・当初積算時に4週8休以上を確保する場合の補正を行っている。」  
 と明記。

(3) 発注者指定型の場合、「数量内訳表（金抜設計書の表紙）」右上に「週休2日促進工事（発注者指定型）」と朱書きするなどして、発注方式を明確にすること。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等（試行要領7関係）  
 （省略）

7 工事成績評定表（試行要領7関係）

(1) いずれの発注方式においても、4週8休以上を確保できた場合は、加点評価を行う。  
 第1評定 5創意工夫 において、受注者希望型は2点、発注者指定型は4点の加点  
 を行う。

(2) 発注者指定型において、4週8休に満たなかった場合、土木・建築（設備）工事成績  
 評定表について、以下のとおりとする。

ただし、受注者の責によらない場合は、この限りではない。

ア 第1評定者検査項目 別紙-1④-1（省略）

イ 第2評定者検査項目 別紙-2②-1（省略）

8 実施証明書（試行要領8関係）  
 （省略）

表1 建築工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>
全ての工種		1.05	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表2 電気工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	<u>4週7休以上 4週8休未満</u>	<u>4週6休以上 4週7休未満</u>
全ての工種		1.05	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表3 機械工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上
全ての工種		1.05

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
(省略)			

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。  
 物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。  
 上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
(省略)			

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営 補正率	改修 補正率
(省略)			

附 則

この運用は、平成30年5月1日から適用する。  
 この運用は、平成31年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和2年10月15日から適用する。  
 この運用は、令和3年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和4年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和5年4月1日から適用する。  
この運用は、令和6年1月1日以降に公告する工事から適用する。

表3 機械工事 複合単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
全ての工種		1.05	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>

※この表による補正は労務費に対して行う。  
 ※改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
(省略)							

※市場単価（物価資料の緑色のページ部分の単価）：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。  
 物価資料（物価資料の緑色以外（茶色）のページ部分の単価）：物価資料の掲載価格の補正率を示す。  
 上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
(省略)							

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
(省略)							

附 則

この運用は、平成30年5月1日から適用する。  
 この運用は、平成31年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和2年10月15日から適用する。  
 この運用は、令和3年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和4年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和5年4月1日から適用する。